重大事態の調査のフロー

いじめの発見

いじめ問題対策委員会で重大事態かの判断

〇県教育委員会への第一報



いじめ問題対策委員会に調査部会を設置

【事実関係を明確にするための調査の実施】

「いつ(いつ頃から)」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や児童生 徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」

<いじめられた生徒からの聞き取り が可能な場合>

- ○いじめられた生徒からの聞き取り
- ○在籍生徒や教職員に対する質問紙 調査や聞き取り調査の実施
- ※いじめられた生徒,情報提供してくれた生徒を守ることが最優先。

<いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合>

- ○在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調 査
- ※当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査 に着手する。
- ※児童生徒の自殺が起こった場合は「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」参照



事実関係の確認



【いじめた生徒に対して】

- ○指導を行い、いじめ行為を止める。
- ※状況に応じて、適切な懲戒を加え、警察との 連携による措置も含め、毅然とした対応をす る。



【いじめられた生徒に対して】

- ○事情や心情を聴取する。
- ○状況に応じた継続的なケアを行う。
- ○落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。





【調査結果の提供及び報告】

- ○県教育委員会への報告(電話・文書:随時)
- ○被害生徒及びその保護者に対する情報の適切な提供(家庭訪問・電話:随時)
- ○加害生徒の保護者への説明(学校へ招聘:随時)
- ○必要に応じて、他の保護者への報告(説明:事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大な事案の場合は、発見後に状況説明を行うことも考えられる)



調査結果を踏まえた必要な措置